

葉山町議会議長 土佐 洋子 様

葉山町まちづくり条例の見直しに、町民の意見を取り入れてより良いまちづくり条例にすべく、公募による町民代表を加えることを求める陳情書

### 陳情の趣旨

1. 葉山町が進めている「まちづくり条例」の見直しの初期段階から、公募による町民代表、学識経験者、都市計画・環境・景観等の専門家を加えた検討体制を設けること。
2. 今後の条例の見直しについては、規制緩和を前提とせず、葉山町の自然環境、景観及び良好な住環境を守ることを基本に、町民・専門家・行政が十分に議論できる機会を設けること。

### 陳情理由

葉山町の「まちづくり条例」は、自然環境、景観、住環境を守るために重要な役割を果たしてきました。一方、制定から約20年以上が経過し、この間、条例の運用をめぐって開発事業者と住民との紛争も生じています。

町は今回、条例の振り返りと見直しを行う方針を示していますが、まず町内部で「たたき台」を作成し、その後に町民や専門家から意見を聴くとしています。

しかし、まちづくり条例は、町民の生活や地域の自然・景観、住環境に直接関わる重要な制度です。行政が作成した「たたき台」に後から意見を求めるのではなく、これまでの開発事例や紛争についても、実際に影響を受けた住民や専門家の視点を加えて検証することで、条例の課題や改善点をより明確にすることができるよう、公募による町民代表や専門家が参加し、多様な視点で検討することが必要と考えます

今回の見直しを、単なる制度改正にとどめるのではなく、「これからの葉山をどのようなまちにしていくのか」を町民と行政がともに考える機会とするためにも、検討の初期段階から公募による町民代表を加えることを求めます。

因みに、葉山町まちづくり条例には、第4条2項に町の責務として、「まちづくりの施策の立案及びその推進に当たっては、町民からの意見聴取及び町民への必要な情報提供に配慮するとともに、町民によるまちづくり活動の支援に努めるものとする。」とあり、第5条1項にも町民の責務として、「町民はまちづくりの推進に主体的に取り組むとともに、町が行う施策に積極的に協力しなければならない。」とあります。

以上の理由から、葉山町議会において本陳情を採択し、町に対して町民参加を確保したまちづくり条例の見直しを行うよう求めます。

令和8年8月24日

陳情者 葉山の未来を考える町民会議

代表

副代表



荒川 淳 葉山町下山口2050-4  
馬場 良夫 葉山町下山口956